

平成21年度第1回  
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会

- 1 日時 平成21年4月17日(金)午後2時から
- 2 場所 いさご会館第1・2会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員(敬称略)  
飯田和子、飯田哲也、岩本孝子、佐土原聡、菅井茂勝、瀧田浩、原徹、藤井修二、藤吉秀昭、柳下正治
  - (2) 事務局  
牧地球環境推進室長、山田環境調整課長、福芝地球環境推進室参事  
飯島環境評価室主幹、柴田企画指導課長、佐藤廃棄物政策担当課長補佐、ほか
- 4 傍聴者 5名
- 5 議事  
情報提供
  - 1 カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略(ＣＣかわさき)2009について  
議題
    - 1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方等について
    - 2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定に係る答申骨子(案)について
- 6 配布資料
  - 資料1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的考え方等
  - 資料2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定に係る答申骨子(案)
  - 参考1 平成20年度第4回川崎市環境審議会温暖化対策特別部会議事録(要旨)
  - 参考2 カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略(ＣＣかわさき)2009
  - 参考3 川崎市における地球温暖化対策検討スケジュール

7 議事内容

開会

- 事務局 (審議会の成立)  
事務局 (地球環境推進室長あいさつ、事務局紹介)  
事務局 (配布資料の確認等)

情報提供

- 1 カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略(ＣＣかわさき)2009について
- 部会長 本題に入る前に、参考2について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 参考2に基づき説明
- 部会長 説明のあった件について、いかがですか。
- 岩本委員 グリーン電力購入のところで、区役所にも拡大しますとありますが、20年度よりもどれくらいふえたのでしょうか。
- 事務局 金額的に申し上げますと、平成20年度から100万円増え、500万円となっており、対象も平成20年度の本庁舎、第2庁舎、第3庁舎に区役所が加わっております。
- 飯田(和)委員 資料1では、条例とＣＣかわさきの3つの柱の関係について記述されていますが、ＣＣかわさきは、川崎市の温暖化対策で、どのように位置づけられるのでしょうか。
- 事務局 ＣＣかわさきは、平成20年2月に発表したもので、川崎の特徴・強みを生かし

た環境対策の推進、環境技術による国際貢献の推進、多様な主体の協働によるCO2削減の取組の推進という3つの柱からなり、市として地球温暖化対策に積極的に取り組んでいこうとするものです。資料1については、後ほど御説明しますが、CCかわさきと条例制定の考え方を対比させており、現在市の取組を踏まえながら、条例制定等に係る作業を進めていきたいと考えております。

飯田（和）委員 これは、平成20年2月に川崎市の地球温暖化対策について整理、集約されてまとめられたもので、その後、川崎市の方針として、平成21年の第1回議会で議決されたわけではないですね。

事務局 配布させていただいたものは、予算の資料であり、平成21年の第1回議会の冒頭施政方針でも説明しておりますが、方針そのものが議決されたものではありません。

部会長 部会長として確認しますが、CCかわさきは、川崎市が行政として発表したものであり、資料1についても提案という理解でよろしいでしょうか。

事務局 結構です。また、CCかわさきのさまざまな事業を多様な主体にご協力いただいて進めていくために、CCかわさきエコ会議という組織を設置しております。

部会長 ですから、CCかわさき自体が法律に基づくものでないし、議会の議決に基づくものでもないということですね。

事務局 今後、条例制定ですとか、計画改定を通じて、CCかわさきの位置づけを与えていきたいと考えております。

部会長 逆に言うと、今回、CCかわさきを踏まえてほしいという行政の意図と理解してよろしいですか。

事務局 結構です。

部会長 川崎市の地球温暖化対策は、CCかわさきに全部含まれていますか。

事務局 新総合計画川崎再生フロンティアプランの中に、多くの事業がございますので、今後、計画を改定する過程で、施策を整理していきたいと考えており、現行のCCかわさきがすべてという認識ではございません。

部会長 これ以外にも地球温暖化対策を実施しているということですね。

事務局 例えば今回、地球温暖化対策推進法が改正され、地域環境整備についても地方公共団体実行計画の中で記載することになっていますが、このCCかわさきには、川崎で十数億かけて取り組まれている緑の保全といった地域環境整備は含まれておりません。あくまでも予算の中で特徴的なものをピックアップしたものです。

## 議題

### 1 （仮称）川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方等について

部会長 次に、資料1について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1に基づき説明

部会長 基本的事項が盛り込まれているか、議論の内容を踏まえているか、ご意見をいただきたいと思えます。

飯田（哲）委員 まず、委員による修正の可能性や、部会における合意事項の取り扱いについて確認したいと思います。横浜市でも、行政の言葉で書かれていて分かりにくい文章だったのですが、市民100名ぐらいから意見を聞いて、それを盛り込み、委員みずからが起草したため、内容が分かりやすく、非常にはっきりしました。

この基本的な考え方については、地域の特性、広域的、長期的、総合的などが大きな箱に入っていますが、概念が取り散らかって、何を目指そうとするのかがきちんと整理されていないと思えます。あわせて、矛盾などがあり、このまま進

むのは極めて恠怩たるものがあります。

例えば2番目に自主的な取組を基本とあり、一番上には「地球温暖化対策のルール」とありますが、自主的な取組は実はルールではないのです。ですから、温暖化対策が進むルールないしは仕組みをつくることを基本として、中身は自主的な内容というのならわかるのですけれども、これを基本とするということはこれまで一度も議論したことはないです。それがまず第1点。

それから、4番目に、「具現化可能な取組」とありますが、これも下の文章と矛盾していて、「地球温暖化対策は喫緊の課題であることから」とありますが、そういう認識があるのであれば、具体化可能で意味のないことをいくらやっても意味がないわけです。つまり、喫緊な課題を解決する実効的な政策をするということが直結しないといけなくて、その上で、とりあえず具体化可能なことから着手するのはわかりますが、文書の中に矛盾があります。

さらに、5番目ですけれども、長期的な、「地域に限定されないことから」「その際、市内の事業者の活動が地球規模での温室ガスの削減に寄与している」とありますが、どういう事実を根拠としているのか不明です。7番も同様です。

結果として、全体で何を指すのかが分かりませんし、形だけで実効性のないものができてしまうことが入り口で見えてしまいます。だから、そもそも、この内容を出発点とするのか、これをベースに「てにをは」を直すレベルでいくのか、きちんと概念レベルから整理した上で、現実の難しさを踏まえながら、緩いところから始めるのか、枠組みから議論しないと進められないと思います。

部会長 今の発言に対して事務局から何かありますか。

事務局 自主的なものが基本であることは、議論の中で確認されたこと事務局では認識しております。当然ながら、条例ですので、法律と同じ効果で、1つの地域におけるルールとして従っていただくこととなります。

また、4番目の「具現化可能な取組」につきましては、実効性の高い取組をとという意味で、飯田（哲）委員の理解と、私どもも同じでございます。「具現化可能な」というのは、実効性の高いという認識でございます。

さらに、市内の事業者が地球規模で温室効果ガスの削減に寄与しているという点ですが、現在、川崎の中で、川崎の製品が海外に行って、その分、CO<sub>2</sub>の削減効果をしているといったCO<sub>2</sub>削減川崎モデルを検討しておりまして、そういったものを検証し、位置づけていきたいと考えております。

文章につきましては、たたき台として、ご議論いただきたいと思います。

飯田（哲）委員 「自主的な取組を基本とした施策」というのは、確認されたという理解ですか。それとも、議論して見直すことは可能でしょうか。

事務局 この条例が規制を主とするものではない方向性については確認したと認識しております。これまでも、計画書・報告書制度について議論いただきましたが、その中でも、総量規制等がかかるという認識は出ていないと思っております。

飯田（哲）委員 規制という言葉への過剰反応と、大きな誤解があると思います。冒頭に、地球温暖化対策のルールと書いてある。先ほどの計画書制度を事業者に出させるのもルールなわけです。キャップ・アンド・トレードだけでなく、施策というのは多種多様にわたるわけで、それを自主的にやってくださいというのでは条例にはなりません。条例は基本的にルールを定めるものなのであって、その中には、計画書・報告書もありますし、環境税という経済的な措置、さらには、削減を義務付けるものもあります。そのルールを条例に規定し、地球温暖化対策が進

むような仕組みづくりをして、その中に自主性を生かすのは理解できますが、自主性を基本とするというのは条例と真っ向から矛盾すると思います。

瀧田委員 私は、3月19日の部会で、これとほぼ同じ考え方が提示されたと受けとめておりまして、それを尊重しながら、次のステップを考えたいということでやってまいりました。資料1に対する異論はあるかもしれませんが、こういう議論は積み重ねの中でされていくものですから、そういうことを尊重して対応していきたいと思っております。

部会長 具体的にどういうことですか。

瀧田委員 3月19日の資料と異なるところとして、7が新たに入ってきたものであるにすぎず、ほかの項目については、ほぼ踏襲されていると理解しております。

飯田(和)委員 「自主的な取組」、つまり、規制ではなくて、今回は、情報的手法にするということで、この審議会自身がまとまりつつあったのは、現段階ではと理解して、反対しなかったということです。皆さんの共通理解にあったのは、この条例は、現段階のもので、これから変えていく可能性を秘めたものと捉える意味があったと思います。今回は自主的な取組を促すというルールかもしれませんが、ずっと自主的な取組とは理解していませんで、情報的手法を使うことでまずスタートするという反対をしなかったということです。

菅井委員 その議論のときに、私は、計画書・報告書制度の中身、国・県・川崎市、それぞれの中で位置づけを明確にしてもらいたいという議論をして、かなり抵抗をしました。結果として、飯田委員や、部会長の発言を踏まえ、納得したつもりですので、これは十分その議論を踏まえた表現になっていると私自身は思っております。

部会長 まとめる立場から言いますと、2番の文章は根本的に矛盾しています。温室効果ガスは多様な主体、市民とか、車を運転する人だとか、全部主体であることから、自主的な取組を促すというと、川崎市に在住する、活動するすべての人は、自主的にやってくださいと読めます。川崎は、温室効果ガスの8割が特定の企業が出している特殊なところで、東京都とは状況が違うわけです。東京都は、第3次産業が非常に大きくて、総量規制がいいという議論がなされている。川崎は、それと状況が違うことを意識したのであって、全部自主的だと議論と異なると思いますし、部会長としては、市民が読んでやる気を出すようなまとめ方にしたいと思います。

藤井委員 項目立て以上に、項目の優先度、順番を考える必要があると思います。1番、3番あたりは絶対に一番重要な項目であり、それを上におき、自主的な取組を基本とした政策を推進するとすれば、受け取り方がまるで違うと思います。自主的な取組に基づき推進するというのは、6番目か7番目ぐらいの内容だと思います。

副部会長 川崎の条例の特徴といえば、国際貢献などだと思いますが、条例の中でも、市民に分かりやすく、何ができるのかが規定されず、何でも自主的という表現ですと誤解されやすいと思います。

佐土原委員 8つのものが並列に並んでおりわかりにくいです。相互の関係性を整理すると、全体の基本的な考え方が幾つかまとめられると思います。最終的にこの8つが並ぶのはいいですが、その前段で整理されることで、もう少し柱がクリアになると思います。

それから、最初の四角で困ってある「地域の特性を活かしつつ、広域的な視点を踏まえながら」ですが、もう少し川崎の実態をここに組み込むべきと思いま

す。地域の特性ということですので、工場地帯が全体の温室効果ガス排出量の多くを占めていること、地形的に細長い形をしていることなど、具体的に全体を見たうえで、今申し上げたような太い柱が浮かび上がるような整理をすると思います。

もう1点、段階的に進めていくということで、今の時点ですべて取り組むだけでなく、長期的に考え、緊急にやらなければいけないこと、段階的にやらなければいけないことなど、時間軸を考えていく視点も入れていただくといいと思います。

部会長 基本的な考え方に関する2つの御意見が続きました。

飯田(哲)委員 一番大きな箱は、抽象的なので、佐土原委員の指摘のように、もう1つ川崎に落とした具体化に持っていったほうがいいと思います。ただ、「地球温暖化対策のルール」は残すべきです。それから5番目の視点については、藤井委員の指摘のとおり、1番に来てもいいと思います。

ただ、5番目についても、「地球規模で取り組む」ありますが、地球規模で取り組むのは多分無理なので、地球的視点で取り組むとし、「その際」以降は不用ではないかと思います。5番と6番は視点論ですし、2番や4番、5番などは政策論で、1番と3番は主体論とブロックで分かれています。

基本的には、地球温暖化対策の新しいルールを川崎からつくるとして、その際に多様な主体のそれぞれの自主的な取組が促されるように配慮するといった書き方にすればと思います。ルールを新しくつくることが大事だと思います。

そうしたかたちで、必要であれば起草してもいいですが、2番を直していただき、一歩進むのだという決意がにじみ出るような形にしてほしいと思います。

部会長 事務局にいうだけでなく、自分たちとしてどう書くかという観点で発言をしていただければと思います。

藤吉委員 前回の議論の中で、関係した、環境影響評価ですとか、CASBEEとかがうまく有効に機能するかどうかという議論はペンディングだったような気がするのですが、いかがですか。

部会長 前回の審議会で、条例ができれば、5年10年も手をつけないのではなく、現にできるところから条例化し、状況の変化に応じて逐次見直して、新しい施策を取り入れることが必要という発言がありました。それが「具現化可能な取組」だけやると4番にあり、5番に「長期的な視点をもち」と、分かれています。長期的に川崎は大胆な政策もねらうけれども、出発点として、できるところをきちんとルール化し、逐次実績評価なり、見直しをし、動的に対応していくことが必要という議論を的確に表現しておかないと、長い時間をかけた審議内容が答申に生かされなくなってしまいます。

副部会長 以前事務局が出されたような、地球温暖化に係る要因分析の数字などが、今後計画を進める段階に必要なだと思っていますので、これを的確に把握する。その上で、科学的なアプローチで取り組んでいく必要があると思っています。そういった項目を入れる必要があると思います。

部会長 では、前回のペンディングのところもありましたし、具体的な中身をもう1回見て、もう1度必要に応じ、基本的な考え方も再確認したいと思います。

## 2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定に係る答申骨子(案)について

部会長 それでは、資料2について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料2に基づき説明

部会長 藤吉委員から指摘された環境影響評価、C A S B E E、新しい開発に際しての自然エネルギーの設置、緑化などの義務づけ、そういったものに対して、川崎市全体としてはどういう政策で対応するのかが調整中でした。

前回、県条例が3月に成立しなかったというお話がありました。その点について説明して下さい。

事務局 3月の条例案では、施行日が22年1月となっていましたが、改正省エネ法に基づく実質的な提出や、横浜市条例に基づく報告書の提出が22年4月以降となっており、施行日をあわせるべきということで、議会と調整した結果、施行日を変えて、6月に再度提出されると伺っています。

部会長 前回あったようなアセス、C A S B E Eの関係、その行為に伴う対策の一種の義務づけの検討などについていかがですか。

飯田(哲)委員 それに関して、組み立てについて質問があります。1つは、今議論した資料と、資料2はどのように整理されていくのか、資料1の項目は、資料2の条例案ができた段階で消えてなくなるのか、特別部会の報告書として出ていくのかをお伺いしたい。

また、今のC A S B E Eでいうと、骨子の中では見当たらず、資料1の他条例との関係で、下の で、公害防止等生活環境保全条例に定めているとありますが、温暖化対策条例の中で、項目を設け、引用規定や、追加規定を設けるのか、横の関係も説明してほしい。

資料2は、ほとんど「努める」規定が多く、義務規定はどこになるのか、そのあたりの組み立てを教えてください。

事務局 資料1と資料2の関係ですが、資料2につきまして具体的な規定の内容、資料1では、その考え方を柱立てたものという形で整理をさせていただいております。

それと、C A S B E Eとかアセスについては、基本的には温暖化条例の理念を踏まえて、個々の条例に基づき、円滑な形で制度が動くよう条例に盛り込みたいと考えております。

「努める」ということと報告のところですけども、例えば計画書報告につきましては、当然報告の義務があるということでございますので、もう少し法令文書に近いような形できちんと位置づけをしたいと考えております。

飯田(哲)委員 資料1は、中締め単なるメモで、消えてなくなるのか、今回、温暖化対策部会として答申書として条例とは別に文書としてきちんと公式に残るのかということと、今現時点でどの項目が義務で、どの項目が、努力なのか、個別具体的に指摘してほしい。

事務局 資料1と2を冊子という形でまとめていく方向で準備作業をしていきます。

飯田(哲)委員 答申書ができるということですね。

事務局 はい。また、義務づけで申し上げますと、事業活動に関する地球温暖化対策のうちの報告書・計画書制度につきましては、権利を制限し、義務を課す内容となっています。まだ調整が必要なところでございますが、最後のエネルギー供給事業者の方から情報提供いただくところは、義務を課すような形で考えられるかと思えます。

部会長 温暖化対策に係る計画策定は、市長に義務づけているものではないですか。

事務局 今の説明は、市以外の主体のほうに義務づけるところでして、市長の計画策定は義務ですし、市の支援規定につきましても、市民の方とか事業者の方に「努める」と書くよりは強い表現になると思っております。

部会長 市の支援は具体的にどこですか。

事務局 事業活動に関する地球温暖化対策のところ、「市は、必要に応じて、事業者の行う温室効果ガスの排出のより少ない製品や技術の開発等を支援する」ということです。あとは、「市は、計画的かつ総合的に緑の保全及び緑化の推進に関する必要な施策を行う」、「市は、事業者や環境保全活動団体等と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進する」、「市は、他自治体と連携しながら、地球温暖化対策を推進する」、組織整備のところ「です。表現の仕方につきましては、今後、法令審査を通じて調整する必要があります。」

飯田（哲）委員 緑化に関する条例はありますが、緑化はここに規定があって、前回出ましたC A S B E Eは、他にはあるけれども、それはまた項目を立てられるということなのですか。

事務局 C A S B E Eにつきましては、既に他の条例にあるので、努力に努めるという規定をこちらには置く中で、先日ご指摘のあったようなC A S B E E制度のウエートづけの変更などについて検討をいただくような形で調整しております。

部会長 この審議会では、新しくつくる温暖化対策条例そのものに対してのみ答申を出すのか、それとも条例という形ではなくても、密接不可分な他条例や、他の政策も含めて答申にまとめるのでしょうか。

事務局 温暖化対策条例外の点につきましては、他の条例の改正を促すといった答申をいただきたいと存じます。

部会長 他に、お気づきの点いかがですか。

飯田（哲）委員 1つは、川崎は八都県市の中でも再生可能エネルギーを一番強く言っているのですが、そこがすごく弱い。建築行為のところ、再生可能エネルギーの導入の検討だけを義務づけて、それを報告してもらったほうがいいと思います。

それと、温暖化計画の再生可能エネルギーの利用の促進について、再生可能エネルギーの目標を設定することを挙げていただきたい。

事務局 今の建築行為における再生可能エネルギーの導入の検討の義務づけについては盛り込む方向で検討させていただきます。

それから、再生可能エネルギーの目標につきましては計画の中で考えておりますが、次回の答申案でご議論いただければと思います。

佐土原委員 一般的に再生可能エネルギーというと、未利用エネルギーは含まれないので、未利用エネルギーの利用について確認したいと思います。

それから、開発行為などについて、地域でのエネルギー計画みたいなものをどうするか教えてください。

事務局 審議会の場で、再生可能エネルギーとともに、未利用エネルギーを含めるということを確認されたと理解しておりまして、次回の答申案の中で反映させていきたいと思っております。

副部会長 事業活動に関する地球温暖化対策の「一定規模以上の事業者以外の事業者」について「計画書・報告書を提出することができる」とありますが、この表現だとして何でもできてしまうわけで、どうしようとしているのか明確にしてほしい。

「計画書における目標については、温室効果ガスの総排出量、又は原単位から選択可能なものとする」とありますが、どういう趣旨で書かれたのでしょうか。

また、運輸部門における地球温暖化対策について、川崎市として、ドライバーだとか、一般の方たちに公共交通機関を利用していただけるような、具体的な規定をある程度盛り込めないかなと思います。今まで全然議論していないところで

すが、議論していないからこのままというのは非常に残念だと思います。

さらに、緑の保全では、「市は」と、市、市民、事業者、団体の協働と分けて書いてありますが、廃棄物のほうは、「市は」という規定がないので何か意図があるのでしょうか。

県条例案では、民生部門について、1項目立てられているのですが、今回も家庭部門とか、一般事業者部門について規定がみられないと思います。例えば、市民は過度なエネルギー消費を見直す、省エネ関連製品の情報を提供する、製品サービスを販売提供する事業者は店舗、事務所の省エネ化に努めていただくといった内容を入れていただければと思います。

岩本委員 飯田（哲）委員の指摘のように、再生可能エネルギーの推進が盛り込まれるような条例にしてほしいと思います。また、事業者は、計画書・報告書を作成して提出するという取組が盛り込まれて、では、市民はと考えたりしています。

また、C A S B E Eに関しては、公害防止条例ということですが、藤吉委員も指摘されていましたが、市民の目につきやすいようなものなので、CO<sub>2</sub>削減、再生可能エネルギー推進など、地球温暖化対策に特化したものが考えられればと思います。

瀧田委員 2点申し上げたいと思います。1つは、今回、計画書における目標について、「温室効果ガスの総排出量、又は原単位から選択可能」とされたことは、地球レベルを視野に置いた考え方として評価したいと思っております。加えまして、これまでは事業者単位での議論が中心でしたが、新たに地域としてとらえる視点も大切ということをご提案したいと思っております。

特に臨海部の工業専用地域では、企業独自の取組だけでなく、エココンビナートとして世界的に見ても大変すぐれた企業連携による取組をしており、注目されております。このモデルを内外に発信するという事は、地球規模でのCO<sub>2</sub>削減に向けての貢献とともに、川崎らしい温暖化対策の取組であると考えております。今後の計画づくりにもつながると思っておりますが、この先進的な取組をしている臨海部工業地域を低炭素社会づくりに向けたモデル地域にすることを提案したいということが1点でございます。

2つ目は、事業活動に関する地球温暖化対策におきます計画書・報告書制度について、公表と評価をどのような視点から行うのが非常に重要です。努力する者を応援するという視点でお願いしたい。事業者にとってもさらに努力しようという動機づけにもなりますし、また、評価につきましても、先ほどのように地域または企業複数での取組、企業間連携による削減等の努力、削減には直接結びつかないけれども広い意味での地域貢献につながるような取組も評価に加えていただきたい。この2点を提案させていただきたい。

部会長 「総排出量、又は原単位から選択可能なものとする」というのは、条例に規定するという提案で出されているのですか。

事務局 条例に規定するのではなく、さまざまな議論が起きているので、考え方を先に出したものでございます。

部会長 現在のように景気が大幅に下がっているときは、原単位でいくと、自然体で総排出量が下がりますから、すごく厳しくなります。

菅井委員 そういう議論もありますが、技術開発の本質は原単位だと思うのです。企業として努力しているわけで、そこはきちっと評価してもらいたい。原単位かける生産量が総排出量で、生産量は景気によって動いてしまいましたが、いかに原単位を下げて、結果として常に総量を下げていく努力というのをきちっと評価していた

だく視点をぜひ入れていただきたいと思っております。

あと、市民が主体的に取り組むことについてほとんど書いていないと思います。企業側からすれば、非常に効率の高い製品とか、システムとかを提案していて、ぜひそういったものを普及するような取組を、行政が支援するのか、市民が主体的に採用していくのか、このような規定が欲しいと思います。

部会長 順番に整理していきたいと思えます。

総則の1番、条例の目的というのは非常に大事なところだと思いますが、いかがですか。背景、理念というのと、目的とは違うのですね。目的というのは法律だとか条例においては非常に重要なところだと思います。

藤井委員 最初に温室効果ガスのことを書いてほしいと思います。ここでは二酸化炭素となっています。

部会長 削減に取り組むのが目的というのは変です。目的は、条例に対して性格づけを与えるのが非常に大事なので、そこが基本的に書いていないと思います。また、地球規模の対策の推進を目的にするのはどうでしょうか。

大目標、中目標、小目標というかたちで、構造的に書くのが法律の普通の書き方だと思うのですが、一番下のように、「環境と経済の調和と好循環の促進による低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」というのを大目標にして、そのために何をやるとする。その辺の構造的なところをもう少しきちんと検討しておかなければいけないと思います。そのときに真ん中がちょっと浮いています。

2番目の責務は、何で環境保全活動主体のところだけに参加と協働があって、ほかはないのかという点があります。

それから、計画については、自由裁量で全面的に市長は勝手に計画をつくりなさいという法律上の規定ではなくて、条例である程度中身に縛りをかけて方向性を与えようという目的だと思います。

ここで新しいのは、一番下の「あわせて」「図りつつ、連携して排出抑制が行われるよう配慮すると規定」するという点ですが、ここに書くのが大切なのでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、地球温暖化対策推進法の規定で、こういったものと配慮すると規定されておりますので、条例において、川崎市が策定する計画も他の計画との関係を規定したらどうかという内容です。こういった規定を条例に入れることによって、他の部局に対応を促す根拠になると考えております。

実際、一部の自治体の条例をみますと、このような規定をおくことによって、温暖化対策の計画が、単に温暖化対策というだけではなくて、他の計画においても温暖化対策の計画を考慮しながらつくっていくよう位置づけようとしております。

部会長 温暖化の条例中でも、自己完結のできる部分と、その他の条例に規定されているが、温暖化対策に密接不可分なものはきちんと推進するとし、建築物環境配慮制度や、アセスなど具体的なものを整理していく必要があります。この上で、温暖化条例で規定する必要があるか、あるいは既存の都市計画関係、建築基準関係などの中に新しいルールを盛り込むか仕分けしていくことが非常に重要です。

事務局 温暖化条例で完結する部分と他の条例に委ねる部分がはっきりしていないので、わかりにくい説明になったかと存じます。ご意見を次回の審議会に出す答申案にいかしたいと思えます。

部会長 事業活動に計画書・報告書では、原単位の話と、評価についてご意見がありまし

た。評価については、条例に規定するという事ですか、それとも配慮せよということを入るということですか。

瀧田委員 前回の議論の中で表彰制度というお話があって、表彰するという視点を大切にしてくださいという意味で申し上げたのです。

部会長 1つのポイントとして、トップランナーの引き上げという点と、「総排出量、又は原単位」云々という点で意見が出ていますけれども、原案でよろしいですか。

飯田(哲)委員 先ほどの目的の関係でいえば、地球温暖化対策は喫緊の課題で、2050年に地球全体で半減、総量で削減する必要があるということでした。たしかに個別の企業の原単位、総量が、地球全体の総量に直結はしないですが、原単位又は総量という合意はできていないと思います。短期的には、原単位も考慮しながらでいいと思いますが、総量というのが一番重要です。原単位だけを、数年単位のスパンで押し出すということをするつもりはないので、これははっきりと申し述べておきたいと思います。また、条例の議論をしているときに、こうした議論が入ってくるのは違うと思います。

部会長 条例事項かどうかというのは疑問です。

飯田(哲)委員 少なくとも条例事項ではないと思います。

部会長 答申に書くかどうかですね。

飯田(哲)委員 答申レベルでは1回きちっと議論したほうがいいですね。

部会長 温暖化対策に資する製品の開発などを支援する点については特に意見はなかったので、建築物についてです。建築物については、他の条例で規定されている部分と、県の条例と調整を図ることが重要だと思います。

飯田(和)委員 前回までの議論は、建築物における再生可能エネルギーの導入と、開発行為は別々に議論がされていたので、分けたほうがいいと思います。

また、開発行為については、神奈川県条例案と同様な制度を川崎市でも設けるべきという議論だったと思います。建築のほうは温暖化対策に重点を置いてC A S B E Eを変えていくというかたちでまとまったと思いますが、開発についてはペンディングだったと思います。

部会長 その辺の議論があいまいで、現在の川崎市の環境影響評価条例の中に、前回議論されたものを入れる、場合によっては改正するということが必要なのか、あるいは改正しなくても規定、規則で済むものなのか。事務局いかがですか。

事務局 前回の議論を踏まえると、C A S B E Eはウエートづけを変えることで対応できるだろうとっておりますし、アセス条例の関係も、アセス条例自体を改正しないで、その下にある指針に温暖化対策の考え方を盛り込むことができるだろうと考えております。指針の改正そのものは所管課がございまして、その点について協議しておりますので、前回の議論を踏まえた内容と認識しております。

飯田(和)委員 環境影響評価で温暖化対策をとらなければならないという結果にはなりませんし、不十分という意見も出ていましたので、その辺は温暖化条例の中に入れていくべきだと思っております。

それから、C A S B E Eも義務づけではないですね。C A S B E Eをするかしないかは、あくまでも自主的なもので、それを義務化していくなれば、効果があると思いますが、現状では限られた範囲になってしまうと思います。

部会長 それから、一定の開発行為を行う際の計画の策定義務付けが県条例案では規定されています。こちらは市の温暖化対策条例ではどのような対応となるのでしょうか。また、一定の規模の開発行為については県の指導等の規定があったはずですが、適用除外のためには、市条例にも、そのような規定が必要だと思っております。

事務局 まず飯田（和）委員から、C A S B E Eは義務づけではないというお話がありましたが、県と同じように、床面積の合計が5000㎡を超える建築物については義務付けており、手続に従わない場合には勧告、氏名公表といった手続が規定されています。

あと、部会長からありました開発事業についてですが、現在、調整を進めているとしか申し上げられないところでございます。

部会長 そこは大事な宿題になっていると思います。それから、次のページ、運輸、緑化、廃棄物、いずれも「努める」。どなたか先ほど、廃棄物だけは市が入っていないという意見がありました。

藤吉委員 一般廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画を改定したばかりで、温室効果ガス対策を大きな柱に入れております。ここの記述はそういう実態を踏まえた表現にはなっていないと思います。産廃処理業者たちが出すCO<sub>2</sub>については、国で抑制計画のガイドラインを出したり、熱回収の基準をつくったりしています。こうした点も、廃棄物のほうで入ってくると思います。

部会長 その辺も最新の動きを反映したものに改めるということが必要だと思います。運輸等に関しては、議論としてもこの審議会の数回の中で余り深めていないのですが、「努める」ばかりとなっています。それから、市民一般の取組にどうアプローチするかも議論として弱かったと思います。市民に対して何かメッセージを伝えるということで、最初の責務規定で「市民は排出抑制に努めるものとする」とするのもあると思います。あと、住宅建築は記述がありますが、通常の生活に関するものがないので、それは全部計画にするのか、何らかの規定を入れるかというのはポイントの一つです。

事務局 民生部門についての項目がないということをご指摘のとおりだと思います。次回の答申案で書かせていただきますので、それをご検討いただければと思います。ただ、私どもとしては、個人に義務を直接課すようなものをイメージできないので、その点もご審議いただければと思います。

飯田（和）委員 あわせて、グリーン購入、グリーン電力の理解などを入れていただきたいと思います。

また、川崎市の責務として、温暖化対策教育を入れていただきたいと思います。

部会長 家庭部門への取組の延長線に出てくるのは、環境教育、環境学習に関する規定、さらに市の支援や推進でしょう。また、予算の説明で太陽光発電施設への支援を拡充するとありましたが、支援の記述はないですね。事実上支援していればいいという考えもあります。継続的に取り組んでいくことを規定したほうがいいと思います。

また、時間軸の話がありましたが、この条例自体は、当面実現できる、実施できることを中心に列挙していますが、温暖化対策というのは長期的なものですから、計画の見直しとあわせて、条例自体の見直し規定が重要だということをお答申の中できちんと書いたほうがいいと思います。

何かほかにお気づきの点ありますか。

飯田（和）委員 「情報公開条例の規定を踏まえながら、企業の競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものについては非開示とする」ということについてですが、これはどういう意味ですか。

事務局 川崎市の情報公開条例につきましては、原則公開でございますが、企業の情報につきましては、製造プロセスがわかって不利益が発生するような場合には非公開となる場合があります。非公開の部分につきましては、個別の事業者のいろいろ

な製造の工程とかありますので、その辺は今後計画書・報告書を出していただく中で、個別に調整したいと思います。

飯田（和）委員 市民感覚で申しわけないのですが、例えばどういうことで製造工程がわかるような温室効果ガス削減について計画書に書かれてくるのでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、国のほうの温暖化対策推進法上の公表制度でも、競争上の地位その他正当な利益を害する場合には一部の非開示が認められており、それを踏まえたものです。

また、温室効果ガス総排出量につきましては、今各事業所単位で公表になってございます。ですから、市内の一定規模以上の事業所については、6ガスすべて内訳を含めて公表になっております。例えば原単位ということで規定した場合、排出量を原単位で割ると生産量が分かってしまい、企業活動が明らかになってしまいます。この点で、競争を阻害する場合もあるのかと思いますので、基本的には公開ですが、そこは今後、報告書・計画書の様式も含めて検討していく中で考えていきたいと思っております。

部会長 全体を通じてどうですか。

飯田（和）委員 先ほど佐土原委員から指摘のあった未利用エネルギーについては、新エネルギー推進協議会では、再生可能エネルギーに、未利用エネルギーは含まないとなっていますので、再生可能エネルギーとは別に未利用エネルギーをこの中に入れていただくことが必要だと思います。

部会長 答申の記述と、条例の規定、条例に基づく計画の内容というかたちで、整理していく必要があると思います。本来、条例事項は、極めて基本的な問題や、結果的に税金の用途を方向づけるもの、事業者・市民の権利・義務に影響を及ぼすものです。「努める」として、何でも入れてしまうのはどうかと思います。

飯田（和）委員 佐土原委員の意見はいかがでしょうか。

部会長 計画のところに再生可能エネルギーの利用促進と書いてあります。そこに入れてはどうでしょうか。

佐土原委員 未利用エネルギーとあわせて書いておけばいいですね。

部会長 条例事項として抜けているのは、市の取組として厳しい財政状況でもきちんと対応していくということだと思います。逆に条例で規定することで、それが支出根拠になるわけです。例えば、環境総合研究所をつくろうという構想がある中で、長期的な低炭素社会に向け、報告書制度に基づく情報管理など市の取組として条例にはっきりと位置づける必要もあるのではないかと思います。

時間ですので、終わりにしたいと思います。最後に、事務局いかがですか。

事務局 次回につきましては、5月15日、9時45分から開催いたします。第1次答申（案）をこちらから発送いたしまして、それをご議論いただくということでございます。それを踏まえまして、現在日程調整しておりますが、6月の環境審議会に答申をいただくという形を考えてございます。

それでは、長時間のご議論、まことにありがとうございました。